

## 時 報

### いよいよ動き出す 畜産物価格安定法

▽農業基本法の制定により畜産は選択的拡大部門として大きな期待がかけられています。事実、畜産の過去の実績を振り返ってみても、生産指数は昭和25年から27年の平均を基準として、農業全体では現在まで1・4倍程度であるのに比べ畜産では3倍の伸びをみせています。また国で予測している将来の畜産物生産も10年後には牛乳は4・4倍、肉は3・2倍卵は2・5倍と大きな成長が見込まれています。

ところが畜産の現状を少し細かくみてみますと、その生産の規模は全国的に非常に零細で、本県の例をみても飼育農家1戸当りの頭数は乳牛2頭、和風1.3頭、豚3頭、鶏21羽程度でしかありません。また畜産物の価格は常に不安定で、さき頃の鶏卵価格や最近の豚の価格のように農家の経済をおびやかしています。生産規模の零細なことは生産の能率が悪く、経済界の好、不況の影響を受けてちょっとした価格の値下りがあってもすぐに経営が赤字になり、家畜を手放してしまい生産が低下することになります。そしてそのつぎにはこれが逆に急に値を上げ原因になり、不安定な価格の波を作り出しています。これでは農家としても安心して畜産経営を拡大することができず、畜産の発展も望めないわけです。

▽そこでこの難問題の畜産価格の安定は農家はもちろん各方面から久しく要望されていましたが、これを目的とした畜産物価格安定法が昨年10月末の第39回国会でようやく通過成立をみました。

この法律の主な点をひろって見ますと、つぎに2つのことを目的としています。

1つは主要な畜産物の価格の安定をはかることと、今1つは乳業者の経営資金の調達ということです。

▽価格安定の対象とする主な畜産物とは、国民の食生活に重要な品で特に価格変動が激しい原料乳、乳製品（バター、脱脂粉乳、れん乳）、豚肉、鶏卵のほか政令で定める畜産物ということになっています。

そこでこれらの指定畜産物について、農林大臣は価格が甚だしく低落しないような原料乳および

豚肉の安定基準価格と、指定乳製品の安定下位価格、またこれらの価格が騰貴することを防ぐために安定上位価格を畜産物価格審議会にはかつて定めることになっています。

安定価格は、原料乳や豚肉の生産条件需給事情その他経済事情を考慮して、再生産を確保する価格ということで定められることになっています。

そのほか生産者団体は指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の価格が著しく低落するおそれのある場合には、これらの保管又は販売計画を定めて農林大臣の認定を受け、倉敷料の補助等の措置が取られることになっています。

▽またこの法律運営の中心的役割をもつ畜産振興事業団がこの法律によって新らしく設立されることになりましたが、これは主要な畜産物価格安定のために必要な指定乳製品、指定食肉の買入れ、売渡し、保管等の業務を行なう特殊法人であって、政府の出資金10億円と酪農振興基金から引継ぐ民間出資によって業務が行なわれることになります。

この事業団は、生乳生産者団体の申込みによって、指定乳製品を安定下位価格で買入れたり、指定食肉を中央卸売市場で安定基準価格で買入れたりするほか、これらの指定畜産物の物価が安定上位価格をこえて騰貴する場合には、事業団はその保管してある畜産物を一般競争入札の方法によって売り渡すなどの業務を行なうことになっています。

▽事業団の設立は、すでに昨年12月7日登記を終り、蓮池理事長以下の職員人事も発令され、2月初旬に行なわれる畜産物価格審議会の畜産物安定価格等についての答申結果をまって、いよいよ3月上旬から、いま問題の豚肉の買入れを行なうことにしています。

### 家畜取引法と家畜商法の一部改正

最近農家の家畜飼養頭数は逐年増加の一途をたどっています。農林省ではこの家畜取引の段階を整備改善する必要に迫られ、昭和34年に家畜取引制度改善調査会を設立して家畜取引の改善対策を検討して来ました。

## 岡山畜産便り 1962.02

その結果、家畜市場の整備、生産者団体の家畜共同事業、家畜取引資金の融資、食肉市場の整備、家畜商の免許制等について家畜取引法と家畜商法の改正をすることになって、第39回国会に上提していたところ、通過成立をみて11月1日付けで公布されました。

それぞれの改正の主な点は次のとおりです。

### 家畜取引法の改正

家畜市場は全国で約1400、その7割が産地家畜市場と云われるもので、3割が集散地家畜市場残りの2、3カ所が消費地家畜市場となっています。

▽従来の家畜取引法では家畜市場の登録制、売買取引方法のセリ又は入札方式、代金決済方法、産地家畜市場のみの整備等を対象として昭和31年以来今日に至りましたがいろいろ実状に沿わない点がありました。そこで今回家畜の市場外取引の制限、家畜の売買方法の制限緩和、家畜市場整備の対象拡大等が改正されることになったわけです。

▽まず家畜の市場外取引の制限ですが、これは場外取引の弊害防止上、家畜市場の開場日およびその前後の日は家畜市場周辺1km以内の家畜業者による売買行為が禁止されたことがあります。第2には家畜市場での売買方式は従来通りセリ又は入札の方法を原則としていますが、市場開設者は知事の許可を受ければ従来の定価売買や掲示売買又は表示売買以外の売買方法で行なうことが出来るようになりました。これは入場家畜の増加により、売場施設の未整備から市場が整備されるまでの暫定措置として決められたものであります。

▽第3の改正点は従来再編整備の対象となっていた産地家畜市場以外には集散地家畜市場まで含めることとなり、必要に応じて産地家畜市場と集散地家畜市場を1本として再編整備が出来るようにしたほか、再編整備の対象となる市場の名称を今後地域家畜市場と改めることとした点であります。

### 家畜商法の改正

▽牛馬などの大家畜の売買はその大部分は家畜商の手を通して行なわれていますが、現在家畜商の数は全国で約7万5千人もおり、従来の家畜商法ではわ

ずか1000円の手数料を納めるのみで家畜商の免許が与えられて来ました。このため、家畜取引に必要な知識がない者でも、また資力信用のないものでも家畜商の免許を得られ、畜産農家に損害を及ぼす場合もあったため、このようなことを防止するため家畜商法の改正によって家畜商は1年以内に家畜取引関係法令および家畜の病気に関する講習会を受講し、この課程を修了した者に新たに免許が与えられることになりました。

▽岡山県でもこの5～6月に1回と年内にもう1回の講習会を開催して、あたらしい法律によって免許を受けられる方の受講をすすめることにしています。◇次に家畜商は営業保証金1人につき2万円を供託することによって取引の相手方に対する信用をつけることにし、これを供託せずには営業を行なうことは出来ないこととなりました。

また家畜商は今後営業（取引）記録をつけなければならないとし、帳簿を備えつけるとともに、必要に応じて県知事は帳簿の調査を行なうこととした点であります。

### 家畜改良増殖法の一部改正

従来の家畜改良増殖法は種畜検査および人工授精に関することのみを規定していたのであるが、今回の改正によって家畜の改良増殖を計画的に行なうよう改良増殖の目標、家畜導入育成のために要する有畜農家育成基準の設定、家畜登録事業の規制、種畜および人工授精に関する規定の整備等が新たに規制され、制度化されることになりました。

▽第1の改良増殖の目標であります。もともと家畜の頭数の増減は家畜使途の変化や畜産物需要の変化によって増減することは当然のことと云えます。そこで農林大臣は今後牛、馬、めん羊、山羊、豚その他の家畜について家畜改良増殖審議会の意見を聞いて改良増殖の目標を定め、都道府県知事は増殖計画を定めます。

▽次に有畜農家育成基準の設定ですが、これは農林大臣が今後家畜導入の援助指導のために有畜農業経営の育成の基準として定められます。この基準は、従来の有畜農家創設基準をかなり上廻る将来を見越した大きな経営規模のものとなる模様で、地域毎に

## 岡山畜産便り 1962.02

定められたこの基準を目標に、いろいろな家畜導入融資や助成が加えられることとなりますが、▽第3者として家畜登録事業に対する規制であります。家畜登録機関の登録規程は今後農林大臣の承認を得て国の改良増殖目標の方向に運営されるよう監督されることとなります。

最後に種畜および家畜の人工授精に関する規定の整備であります。家畜人工授精の長期凍結保存の可能によって保存精液は精液採取時に種畜証明書をもつ種畜のそれであればよいこととなり、種畜飼養者による精液採取証明書の交付は今後廃止されることとなり、その代り、家畜人工授精師による精液採取証明書が雌の所有者に交付されるよう改正されることになりました。

(農林公報抜すい)

## 活発な家畜導入資金の利用

(農業近代化家畜資金の本年度消化状況)

今年から切替った農業近代化資金(旧有畜農家創設資金)の消化状況を、このほど県畜産課で取りまとめたところ、昨年12月末までに総額1億5千500万円がすでに利用され、さらに年度末までには2億2千400万円が必要とみられています。

また12月までに導入に利用された内訳は乳牛1,839頭(13500万円)和牛445頭(1900万円)種豚

64頭(46万円)でした。

なお、3月までの導入見込頭数を入れると、今年度内にこの資金を利用して乳牛3,502頭、和牛2,271頭、種豚572頭が導入されるものとみられており、今年度から導入基準がゆるめられていることもあって、経営規模拡大のための導入が目立っています。

## 昭和37年度 農林漁業金融公庫 貸付計画(案)まとまる

昭和37年度の農林漁業金融公庫貸付計画の政府予算案がこのほど最終的に決定をみましたが、畜産関係お主なものはつぎのようです。

なお37年度の貸付計画は全体的に農業基本法に盛られた線を更に一段と推進するための新しい農政の方向に沿って資金量の面においても質的な面においても大いに変わってきていることが注目されます。とくに

▽農業構造改善事業資金としての7億2千万円の新規項目が設けられ、農業近代化資金と相まって構造改善の一段の推進をはかること。

▽土地改良資金は252億円(前年対比44億円増)自作農資金195億円(前年対比35億円増)といちじるしく増額されている。ことなどで、貸付総額は36年度の貸付予定額600億円を19%上廻る710億円という大規模なものになっています。

昭和36年度農業近代化資金家畜導入資金需要(見込)

資金別	乳牛		和牛		種豚		融資額計
	頭数	融資額	頭数	融資額	頭数	融資額	
36年12月末消化状況	2分資金	1,811 千円	133,318	391 頭	16,572	—	149,890
	1分資金	28	2,170	64	3,023	64	5,661
	計	1,839	135,488	445	19,595	64	155,551
37年1月~3月消化見込	2分資金	1,536	122,880	1,649	79,152	—	202,032
	1分資金	127	10,160	177	8,496	508	3,586
	計	1,663	133,040	1,826	87,648	508	224,274
36年度需要額	2分資金	3,347	256,198	2,030	95,724	—	351,922
	1分資金	155	12,330	241	11,519	572	4,054
	計	3,502	268,528	2,271	107,243	572	379,826

(県畜産課資料による。) 2分資金は国庫補助が2分、1分資金は国庫補助1分に県補助1分を加えて2分の利子補給を行なうもの。

区	分		差引増減
	成三十六年度	予三十七年度	
土地改良	102,000	110,000	8,000
牧野・桑園	7,700	7,700	0
共同利用施設新設用途事業及び乳業施設	1,000	1,000	0
共同利用施設	1,000	1,000	0
乳業施設	1,000	1,000	0
開拓	1,000	1,000	0
農業構造改善事業	1,000	1,000	0
総合対策事業	1,000	1,000	0
小団地	1,000	1,000	0
農山漁村建設	1,000	1,000	0
自作農維持創設	1,000	1,000	0

昭和三十七年度農林漁業金融公庫貸付予定計画 (関係分のみ) (単位一〇〇万円)

## 岡山畜産便り 1962.02

これは農業の資本装備の高度化、経営の近代化をはかるための農業近代化資金の貸付予定額 500 億円とあわせ、37 年度における農業施策の推進の資金的な裏付けとなるものと考えられます。

### 〔共同利用施設〕 20 億円

農業近代化資金の対象とならないもの（畜産施設は原則として農業近代化資金に移っているが、貸付限度額を超えるもの、あるいは組合系統資金にのらないもの）が融資対象とされるが、林業施設、水産施設に重点がおかれる。

### 〔乳業施設〕 11 億円

酪農振興会にそって、酪農、乳業の健全な育成をはかるもの。

### 〔開 拓〕 13 億円

36 年度を 3 億円下廻っているが、地元増反を主体とした開拓パイロット事業と、畜産業を中心とした大規模機械化実験農場については 37 年度もその促進を図ることになっている。

### 〔総合対策事業〕 26 億円

農山漁村建設総合対策事業が最終年に入ったことと、小団地開発整備資金が農業構造改善へ移されたので、36 年度にくらべ大巾な減少となっている。

### 〔農業構造改善事業〕 7 億 2 千万円

農林省では 37 年度から 10 ヶ年計画で全国約 3,100 市町村を対象に構造改善事業を行なうことにしているが、その目標を立地条件に即応した主産地形成におき、高度の技術導入、農地の保有および利用の改善資本装備の高度化販売加工方法の合理化などを考えている。

一市町村の総事業費は約 1 億 1 千万円で、このうち 9 千万の 1/2 を国が補助し、残りの大部分を公庫資金、農業近代化資金等の融資により構造改善の資金的なテコ入れとするもので、これは農業構造改善地区として指定を受けた特定地域に対する公庫の初年度融資分である。

公庫資金の対象となる事業は土地改良（施設資金等 35%を除いた一般補助、一般非補助）で、かんがい排水、区画整理、暗渠排水、草地改良、農道ほかとなっている。

### 〔自作農耕持創設〕 195 億円

37 年度は 195 億円で 36 年度より 35 億円の増加と

なっている。この種資金に対する需要はますます旺盛であるが、37 年度においては自立経営農家の育成という農政の方向とも関連し、経営規模拡大のための農地取得資金に重点を置いている。

## 農林統計速報

農林省岡山統計調査事務所では 1 月 23 日、最近の養鶏の動きおよび牛乳の生産消費状況を発表しましたがその概要はつぎのとおりです。

量 産卵	率 産卵		羽 数	め す	成 鶏	
	対前年	対前年				
三三六 千個	三三六 %	三三六 %	二二六 %	二二六 %	二二六 %	十月
二二六 千個	二二六 %	二二六 %	二二六 %	二二六 %	二二六 %	十一月
二二六 千個	二二六 %	二二六 %	二二六 %	二二六 %	二二六 %	十二月

### 前年を 40% 上廻る すばらしい養鶏の伸び (10 月～12 月)

○県下で飼育されているにわとり（成鶏めす）羽数は、35 年 10 月に 200 万台を突破、さらに満 1 年経った昨年 11 月には遂に 300 万の大台を突破し、前年同期にくらべ 43% 増しとなった。これは過去の最高を記録した昨年春びなが成鶏になったためとみられる。  
○産卵率は前年に比べてやや下廻ったが、産卵量は羽数の増加から 34～39% 増加している。

### 生産順調に伸びる

#### 12 月の牛乳の動き

○12 月の県下の牛乳生産量は 5,019 トンで前年同期に比べると 30% の増加である。

○そのうち飲用向消費量は 1,538 トンで、前年 12 月にくらべ 10% の増加、一方加工向消費量は 2,614 トン、同 30% 増しで加工向消費の比重が高くなっている。

○また県外からの移入量は県内生産量のほぼ 10% にあたる 505 トンであったが、これは前年に比べ約

岡山畜産便り 1962.02

40%減少している。

生乳生産, 消費, 移出入統計表

		36年12月	35年12月	前年対比
生産量		5,019 トン	3,838 トン	130.8 %
消費 量 用途別	飲用向	1,538	1,409	109.2
	加工向	2,614	2,036	128.4
県外移入量		505	865	58.4
県外移出量		1,082	945	114.5